

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

特定事業主名：村山市

令和8年9月11日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.6%
全職員	63.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.2%
本庁課長補佐相当職	104.1%
本庁係長相当職	87.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	73.3%
31～35年	92.2%
26～30年	94.7%
21～25年	86.5%
16～20年	93.3%
11～15年	84.4%
6～10年	96.6%
1～5年	84.4%

令和7年度の給与の額の差異については、本市は全体として女性職員の割合が男性職員と比較して少なく、職員区分ごとの男女構成に差があります。また、会計年度任用職員については女性職員の割合が高く、短時間勤務等の職員も多いことから、全職員における男女の給与の額の差異に影響しています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	33.3%

課長相当職 6/24（令和 8 年 4 月 1 日現在）

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	40.0%
本庁課長補佐相当職	15.8%
本庁係長相当職	44.4%

本庁課長相当職 6/21（令和 8 年 4 月 1 日現在）
本庁課長補佐相当職 3/22（令和 8 年 4 月 1 日現在）
本庁係長相当職 16/52（令和 8 年 4 月 1 日現在）

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	75.0%
女性	—

(2) 会計年度任用職

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1 週間以上 2 週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2 週間以上 1 月以下	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1 月超 3 月以下	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3 月超 6 月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6 月超 9 月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9 月超 12 月以下	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12 月超 24 月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24 月超	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 取得率＝当該年度中の新規取得者／当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数（1人の子について再度育児休業を取得した場合における2度目の育児休業は含まない。）

※ 子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、翌年度になって当該子についての最初の育児休業を取得した職員が含まれるときは、取得率が100%を超えることがある。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	8.6 時間／月
内部部局等以外	4.6 時間／月

内部部局等及び内部部局等以外の職員について、令和7年度における時間外勤務時間の合計を職員数及び月数により算出した一人当たりの月平均時間を記載しています。